

市町村立学校教職員の懲戒処分

- 1 被処分者 B（男）
- 2 年 齢 40歳代
- 3 所 属 福岡教育事務所管内の小学校
- 4 職 名 教諭
- 5 処分時期 令和7年11月13日
- 6 処分の程度 停職9月

7 処分の理由

被処分者は、令和6年9月から令和7年6月13日まで約10か月の期間、営利企業等の従事許可を得ることなく、勤務時間外に兼業（従業員の送迎）を行い、月に5～8万円の収入を得ていた。

この兼業の従事中、被処分者は令和7年6月13日（金）道路を横断中の男性を自身が運転する車の左前方部ではね、この事故により男性に全治約6か月を要する傷害を負わせた。

このことは、教育公務員として誠に遺憾な行為であり、地方公務員法第29条第1項に規定する懲戒事由に該当するものである。